

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 29 日

帯広市長 米 沢 則 寿

#### 帯広市条例第 27 号

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第 6 条第 1 号中「政令で定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 17 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「法施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 18 条中「法施行規則」を「施行規則」に改める。

第 47 条第 1 項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 60 条の 9 第 4 号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に、同条第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 60 条の 10 第 5 項及び第 60 条の 20 の 3 中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 60 条の 27 第 1 項中「重要事項に関する規定」を「重要事項に関する規程」に改める。

第 62 条第 1 項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「1) の事業」を「1) の事業」に改める。

第 192 条中「法施行規則」を「施行規則」に改める。

第 193 条第 11 項中「前項」を「第 7 項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。